

## 資料

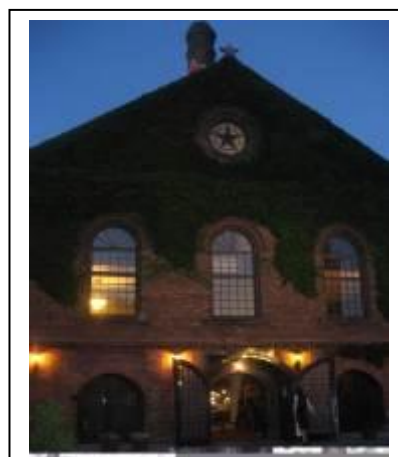
写真1：札幌時計台



写真2：クラーク像



写真3：旧サッポロビール第二工場



## 資料1 札幌農学校

## 1. 「時計台物語」から

「そうなのよ。時計台が建っているあたりは札幌農学校といってね、ほら、クラーク先生の名前は知っているでしょう」

「知っている、知っている。ええと、ボーイズ・ビー・アンビシャス（少年よ大志を抱け）と学生さんたちに言って、アメリカへ帰って行った話、お父さんに聞いたよ」

「その札幌農学校があった場所なのよ。今の北海道大学のもとになる学校だけれど、札幌農学校ができたのは明治9（1876）年8月で、時計台はそれからすこしあとになってつくられたの」

「すこしあと、というと明治何年なの」

「明治11（1878）年10月に、札幌農学校演武場として聞かれたそうよ」

「時計台は、本当の名前は演武場か」

「『演武場』と呼ばれているのよ。あの建物の一階は、学生さんたちが勉強したり、実験するための教室になっていたの。二階はね、体操をしたり、講演会を開いたり、札幌農学校の集会をしたり、卒業式もしたのよ。だから柱がないつくりのホールになっているのよ」

（大西泰久『時計台ものがたり』新風舎、2007年、10-11頁、抜粋）

## 資料2. 北海道の近代化遺産

1. 札幌市時計台(竣工 1878[明治 11]年 時計付設 1881[明治 14]年 国指定重要文化財)
2. 北海道庁旧本庁舎(竣工 J888[明治 21]年 設計：平井清二郎 国指定市安文化財)
3. 旧札幌農学校第二農場(竣工 1877[明治 10]年～国指定重要文化財)
4. 旧サッポロビール第二工場(竣工 1890[明治 23]年 設計：北海道庁建築課)
5. 太刀川家住宅店舗(竣工 1901[明治 34]年 国指定重要文化財)
6. 旧函館区公会堂(竣工 1910[明治 43]年 設計：小西朝次郎、棟梁：村木片三郎 国指定常夏文化財・)
7. 旧花田家番屋(竣工 1905[明治 38]年（推定） 国指定重要文化財)
8. 旧手宮鉄道施設(竣工 1885E 明治 18)年 国指定重要文化財)
9. 旧日本銀行小樽支店(竣工 1912[明治 45]年 設計：辰野金吾/長野宇平治/岡田信一郎 市指定有形文化財)
10. 小樽運河(竣工 1923[大正 12]年)

（『日本の近代化遺産 第8巻 開拓者魂の証し —北海道の近代化遺産』2007年）

## 資料3 明治初めの北海道に関する歴史教科書の記述

（注：いずれも中学校社会歴史的分野の教科書で2001年検定済のものから引用）

## 3.1. 「北海道とアイヌの人びと」

政府は1869年に開拓使という役所をおき、蝦夷地を北海道と改め、農民を移住させました。また、士族を、土地を耕しながら兵士の役割も果たす屯田兵として配置しました。開拓使は、札幌農学校を開き、アメリカの農業技術を取り入れて、農業の改良などを進めました。

開発が進むと、自由に漁業や狩りを行って独自の文化をもっていた先住民アイヌの人々は、仕事や土地をうばわれ、生活に困るようになりました。また、日本語や日本式の名前の使用も義務づけられました。のちには税金のすえおきや農地の供与などの保護政策もとられました。差別は残ることになりました。

### 3.2.1 「領土の確定」

ロシアとは、1875 年、樺太・千島交換条約を結び、日露・両国の領地としてきた樺太(サハリン)をロシア領、千島列島(ウルップ島以北)を日本領と定めた。

### 3.2.2. 「北海道の開拓」

政府は北方の開拓と防備に力を注ぎ、1869 年、蝦夷地を北海道と改め、開拓使という役所を置いた。そして、農民や職を失った士族を移住させ、荒れ地の開拓にあたらせた。彼らは、非常の時には武器をとって北海道の防備にあたる屯田兵であった。札幌には農学校が設立された。しかし、古くからの先住民族であるアイヌの人たちは、開拓が進むにつれて漁や狩りの場を失い、苦しい生活に追いこまれていった。

### 3.2.3. 「地域から歴史を考えようー北海道開拓とアイヌの人たち」

#### 19 歳の女性が記録したユーカラ

19 歳の知里幸恵は、祖母モナシノウクの口から伝えられたユーカラを「アイヌ神謡集」に記録した。彼女は、その中で「その昔この広い北海道は、わたしたちの祖先の自由の天地でありました。」と記し、文字をもたなかったアイヌ民族の文化の伝承に努めた。ユーカラは、アイヌ民俗に伝えに伝わる神々や英雄に関する物語である。

#### アイヌの人たちの暮らしの変化

北海道の開拓が進むなかで、先住民族であるアイヌの人たちに対して同化政策が取られた。政府は、アイヌ古来の狩りを禁止し、日本式の姓名を名のることを強制した。また、政府は土地を所有するという考えのなかったアイヌの人たちの土地を、持ち主のない土地として没収し国有地にした。こうしてアイヌの人たちは、本を切れば「盗伐」、鮭をとれば「密漁」とされ、生活の場をうばわれた。政府は、1899 年に「北海道旧土人保護法」を制定した。しかしアイヌの人たちに対する差別はその後も続いた

#### 屯田兵と鎖塚

北海道の開拓は、屯田兵制度によって本格化した。原生林と湿地帯と大な原野の開拓は、大変な苦難をともなった。政府は開拓にあたる労働力不足から 1885 年に囚人を北海道に移し、石炭の採掘や道路工事などにあたらせた。深夜におよぶ労働も行われ、逃亡しようとして殺された者もいた。病死した囚人が鎖をつけたまま埋められた「鎖塚」が今も残されている。

(教育出版、147-148 頁)

### 3.2.4. 「殖産興業」

また、政府は蝦夷地を北海道と改め、開拓使という役所を置いて、西洋技術を取り入れた開拓事業を進めました。そのなかで、先住民であるアイヌの人たちは土地や漁場をうばわれ、生活を圧迫されていきました。開拓の中心となったのは屯田兵でしたが、労働力不足をおぎなうため、アイヌの人たちも動員されました。これらの人々は道路工事などの困難な労働に従事し、多くの犠牲者を出しました。

(東京書籍、126 頁)

## 資料 4. 開拓使による和人化政策の内容

### 4.1. 史料「旧土人法」1899 年、「旧土人児童教育規程」1901 年

開拓使によるアイヌ政策は、風俗・習慣、勸農、教育の三側面を通じての和人化＝同化政策であった。1871 (明治 4) 年 10 月 8 日、開拓使はアイヌ民族に対して、全 4 条からなる次の布達を出している。

一、開墾致候土人へハ居家農具等被下候ニ付、是迄ノ如ク死亡ノ者有之候共居家ヲ自焼シ他ニ転住等ノ儀堅相可禁事

一、自今出生ノ女子、入墨等堅可禁候事

一、自今男子ハ耳輪ヲ著候儀相禁シ、女子ハ暫ク御用捨相成恨事

一、言語ハ勿論文字モ相学候様可心懸事

(大蔵省編『開拓使事業報告附録 布令類従』上編)

この布達には、以後の開拓使や明治政府によるアイヌ政策の基本姿勢が、すべて盛り込まれている。

まず第 1 条は、開墾を望むアイヌに住居と農具を支給し、定住を求める勸農政策である。その後半部分と第 2 条・第 3 条は、死者がでた場合に住居を「自焼」して転住する行為や、入れ墨・耳輪などアイヌ民族独自の風習を禁止するもの。最後の第 4 条では日本語の習得を求めている。第 1 条で和人側が「居室自焼」と呼ぶものは、死者がでた際、その死者が住んでいた家を燃やすという行為だが、和人には理解し難いものがあった。しかしこれは、アイヌにとって重要な送り儀礼の一種であり、アイヌ民族が受け継いできた文化である。決して否定されるべきではないだろう。

(桑原真人・川上淳『北海道の歴史がわかる本』亜細亜社、2008 年、198-199 頁)

### 4.2. 「北海道旧土人保護法」(1899 (明治 32) 年 3 月 1 日公布 法律第 27 号)

第一条 北海道旧土人ニシテ農業ニ従事スル者、又ハ従事セムト欲スル者ニハ一戸ニ付土地一万五千坪以内ヲ限り無償下付スルコトヲ得

第四条 北海道旧土人ニシテ貧困ナル者ニハ農具及種子ヲ給スルコトヲ得

第七条 北海道旧土人ノ貧困ナル者ノ子弟ニシテ就学スル者ニハ授業料ヲ給スルコトヲ得

第九条 北海道旧土人ノ部落ヲ為シタル場所ニハ国庫ノ費用ヲ以テ小学校ヲ設クルコトヲ得

#### 4.3. 「旧土人児童教育規程」(1901〈明治34〉年3月31日 北海道庁令第43号)

第一条 尋常小学校ニ於テ、旧土人児童ト其ノ他ノ児童トヲ區別シ、教授スル場合ハ、旧土人児童ノ教科目各学年ノ教授ノ程度及毎週教授時数ハ此ノ規程ニ依ル

第二条 旧土人児童ノ教科目ハ修身、国語、算術、体操 裁縫(女子)、農業  
(男子)トス

第四条 尋常小学校若ハ其ノ分教場ニ於テハ、児童ヲ旧土人ト其ノ他ノ者トヲ二部二分チ、一部ノ教授終リタル後他ノ一部ヲ教授スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ毎日ノ教授時数ヲ各部三時間以上トス但特別ノ事情アルトキハ其ノ一部ハ之ヲ二時間ト為スコトヲ得

(田端宏、桑原真人『アイヌ民族の歴史と文化-教育指導の手引』山川出版社、2000年、80-81頁より引用)

#### 資料5 教科書記述「古代の蝦夷(えみし)」

##### 5.1. 伊治<sup>岩</sup>麻呂(これはるのあざまろ、此の下は口、以下同じ)の乱と阿弼流為(あてるい)の戦い

###### 伊治<sup>岩</sup>麻呂の反乱と多賀城炎上

780年3月、紀広純が抵抗する蝦夷をおさえるため、軍隊を率いて伊治城(宮城県築館町)に入った。その時、蝦夷の指導者で、政府の役人になっていた伊治<sup>岩</sup>麻呂が倭軍(降伏した蝦夷で構成された軍)を指揮して広純を殺害した。さらに陸奥国の国府である多賀城(宮城県多賀城市)もおそい、倉庫の兵器・食料をうばい、城に火を放って退いた。朝廷はおどろいて数万の軍を派遣し、乱をしずめようとしたが、鎮圧軍の戦果は4000人余の蝦夷軍のうち、70余人を討ただけであった。

###### 阿弼流為の抵抗と坂上田村麻呂

それから9年後の789年、桓武天皇は、戦いを決意した。朝廷軍は蝦夷の本拠地、胆沢(岩手県水沢市近郊)を攻めようと、三軍に分けて布陣したが、阿弼流為らのたくみな攻撃に、戦死者、矢に当たった者など損害は大きく、多賀城に逃げ帰った者もあり、この遠征は失敗に終わった。その後、阿弼流為は13年間にわたって朝廷軍と戦った。

802年、阿呈流為は兵士500余人を率いて、坂上田村麻呂の軍に降伏した。田村麻呂は、蝦夷の信望の厚い阿弼流為などを従えて上京し、彼らの協力が必要であると助命を願ったが入れられず、同年、阿弼流為は処刑された。

(教育出版 地域の歴史から考えよう、51頁)

##### 5.2. 「蝦夷の抵抗」

奈良時代のころ、朝廷が支配していたのは関東地方まででした。東北地方では狩り・採集の伝統が残り、馬の飼育のほか、稲作も行われていました。朝廷は、こうした生活習慣や言葉が異なる人々を蝦夷とよびました。そして、多賀城(宮城県)に役所をおき、北方に城・柵とよぶとりでを築いて支配を広げようとしてきました。また、服従した蝦夷をほかの地方に移住させたり、中部・関東地方の人々を逆に東北地方に移住させて開拓を進めました。

朝廷のやり方に対して、奈良時代の末、伊治公<sup>岩</sup>麻呂(いじのきみあざまろ)たち蝦夷は多賀城をおそって焼きはらいました。朝廷は、平安時代の初めごろ、坂上田村麻呂を征夷大將軍に任じて大軍を送り、なんとか抵抗をおさえました。9世紀末にも秋田城がおそわれましたが、朝廷には大軍を送る余裕はなく、きびしい政治を改めて、抵抗をしずめようとしてきました。

「阿弼流為と副将母礼(もれ)の碑」(京都市)

田村麻呂は、蝦夷の指導者の一人である阿弼流為と副将の助命を朝廷に願いましたが、二人は処刑されました。田村麻呂が建てた清水寺に、二人を英雄としてたたえる碑が、1994年に建てられました。

(大阪書籍、27頁)

##### 5.3. 「蝦夷の抵抗」

朝廷は、自分たちの支配を受けつけない蝦夷(えみし)に対し、しばしば貢ぎ物を納めるよう強制し、時に武力で従わせようとしてきました。

これに対して、蝦夷の人々は激しく抵抗しました。胆沢地方(岩手県水沢市付近)を中心とした蝦夷の指導者のアテルイも、その一人です。789年、5万の朝廷軍が、アテルイの本拠地を攻撃しました。しかし、結果は、アテルイのたくみな作戦の前に朝廷軍の惨敗に終わりました。

797年、坂上田村麻呂が征夷大將軍に任ぜられると、801年、4万の朝廷軍を率いて、やっと胆沢地方を平定し、大きな胆沢城をつくりました。アテルイは、もはやこれまでと、軍を率いて降伏し、捕りよとして都に連れていかれました。田村麻呂は、朝廷にアテルイの助命を嘆願しましたが、その願いは聞き入れられず、アテルイは河内国(大阪府)で処刑されました。

写真「アテルイをたたえる碑」(京都市)

(東京書籍、43頁)

## 資料 6 北海道の歴史年表

## 6. 1. 古代

年代	本州	北海道
8000～2000年前	縄文時代	縄文時代 縄文海進が進み、道内各地に貝塚がつくられる。
2100～1700年前	弥生時代	続縄文前期 伊達市有珠モシリ遺跡から出土の貝製品は、西日本との間に“貝の道”があったことを示す。
1700～1200年前		続縄文後期 道央を中心に、河川を利用したサケ・マス漁に依存。この時期の土器が東北地方から出土。
1500～1000年前	古墳時代	オホーツク文化 オホーツク海沿岸に、北方の海洋性文化が展開。
1200～800年前	奈良・平安時代	擦文文化 本州文化の影響で成立し、アイヌ文化の母体となる。

(桑原真人・川上淳 (2008) や北海道開拓記念館展示解説書「北の大地」などから作成)

## 6. 2. 中世 (おもに室町時代)

1456	この年、マキリの価格をめぐってアイヌと和人が対立、アイヌが蜂起し、「コシヤマインの戦い」がおこる。
1457	この年、コシヤマインに率いられたアイヌ軍、道南の 10 館を陥落させるが、上ノ国花沢館主蠣崎李繁の客将武田信広に討たれる。武田氏は蠣崎を名乗る。

## 6. 3. 近世前期 (江戸時代)

1593	蠣崎慶広、名護屋の陣営で秀吉に拝謁。
1599	蠣崎慶広、大坂滅にて徳川家康に拝謁。この時、姓を松前氏に改める。
1604	松前慶広、徳川家康の黒印状を交付される
1669	夏、シベチャリの首長シヤクシシャインの主導で反和人・反松前藩の戦い「シヤクシシャインの戦い」がおこる。シヤクシシャインが謀殺され、戦いは終結。

## 6. 4. 近世後期 (江戸時代後半)

1783	工藤平助『赤蝦夷風説考』を著す。翌年、蝦夷地調査の必要性を示す資料として老中田沼意次のもとへ提出。
1785	幕府の蝦夷地調査隊、松前に到着。東西蝦夷地を調査。翌年、最上徳内らクナシリ・エトロフ・ウルップ島を調査し、大石逸平はカラフトを調査する。
1789	クナシリ・メナシアイヌ、飛騨屋の使用人らの横暴に抗して蜂起 (クナシリ・メナシの戦い)、71人の和人が殺害される。アイヌ首長たちの協力で松前藩による鎮圧に成功。
1792	ロシアの遣使節ラクスマン、ネモロに來航。翌年、松前で幕吏が交渉して通商は拒否、長崎に來航の信牌を交付し帰国させる。
1798	幕府の蝦夷地巡見隊、松前に到着。近藤重蔵らエトロフ島へわたり、「大日本恵登呂府」の標柱を立てる。
1804	ロシア全権使節レザノフ、長崎に來航、通商を求める。翌年 3 月まで交渉、通商を拒絶されて帰国。
1807	幕府、松前・西蝦夷地一円の上知を決定。松前藩は奥州梁川へ国替え。
1808	この年、松田伝十郎・間宮林蔵のカラフト調査が行われ、島であることを確認。
1845	この年、松浦武四郎、東蝦夷地・箱館・松前を踏査。以後、安政年間までに東西蝦夷地・カラフト・クナシリ・エトロフを調査。
1853	プチャーチン、長崎に來航し、国交およびカラフト・千島における国境確定を要求。
1854	箱館奉行を設置。日露通交条約調印。

## 6. 5. 近代 (主に明治時代)

1869	旧幕府軍降伏し、箱館戦争終結。開拓便設置、蝦夷地を北海道と改称し 11 国 86 郡を配置。
1872	開拓便、北海道土地売貸規則・地所規則を制定。
1874	陸軍中将兼開拓次官黒田清隆、参議兼開拓長官に任じられる。
1875	樺太・千島交換条約調印。樺太からアイヌ人を天塩国宗谷に強制移住させる。さらに石狩国対雁に強制移住)。
1878	開拓便、アイヌの取扱いにあたり呼称を区別する際は「旧土人」とする。
1881	樺戸集治監 (本州から送られてきた囚人の監獄) の開庁。
1886	3 県 1 局を廃止し、北海道庁を設置。北海道土地払下規則公布。
1890	この年、「屯田兵召募規則」が制定され、屯田兵の応募資格が平民まで拡大される。

1896	第7師団を創設し、屯田兵司令部を廃止。
1898	北海道全道に徴兵令施行。
1899	北海道旧土人保護法公布。
1903	大阪で開催された「第5回内国勸業博覧会」の人類館で、アイヌの人々が展示される。

(6.2-6.5. 桑原真人・川上淳、2008より作成)

## 資料7 教科書記述「中世の蝦夷地」

### 7.1 「北海道とアイヌ民族」

蝦夷地には、古くからアイヌ民族が先住民として住み、狩猟・漁業や貿易を行っていた。アイヌの人たちは、北海道をアイヌモシリ（アイヌ〔人間〕の土地）とよんでいる。アイヌの人たちははだいにまとまりを強め、本州との貿易が進むなかで、本州か渡ってきた和人が、アイヌの人たちを圧迫するようになると、15世紀の中ごろ、和人に対して蜂起し、戦った。

#### 「オホーツク文化」

7, 8世紀ごろから13世紀にかけて、樺太（サハリン）の沿岸や、千島列島の地域に、オホーツク文化が栄えた。これらの地域の人々は、漁業とラッコ、アザラシ、オットセイ、トド、クジラなどの狩猟によって生活し、中国大陸との間で、ラッコの毛皮などの貿易を行っていた。

このオホーツク文化は、アイヌ文化にも影響をあたえたといわれる。

#### 「国際貿易港であった十三湊」

津軽半島（青森県）の日本海側に十三湖という湖がある。その近くに、十三湊という港町があった。十三湊は、中世には朝鮮から沿海州にかけての地域と日本を結ぶ国際港であった。高麗の船も出入りしたといわれ、中国の焼き物や銅銭も多数出土している。

また、江戸時代まで、蝦夷地（現在の北海道）と本州を結んだ貿易港でもあり、こんぶなどの蝦夷地の産物や、秋田・青森の米を大阪などへ運んだ。

(教育出版、70頁)

### 7.2 「中世の蝦夷地」

蝦夷地（北海道）では、古くから先住民が居住し、土器を用い、狩りや漁、交易などの生活をしていました。交易が広がるにつれ、14世紀ごろにはアイヌ民族としてのまとまりが生まれ、また、アイヌ民族の一部がモンゴルと戦ったという記録も残されています。14世紀の中ごろのようすは、「蝦夷ケ千島（北海道南部）には、日の本・唐子・渡党という蝦夷が住んでいた。日の本・唐子は農耕を知らず、その地は外国につらなり、話す言葉も通じがたい。渡党は本州の人たちに似て、言葉も大半は通じる。かれらは津軽地方に来て交易する。」（諏訪大明神絵詞）と伝えられ、本州の和人と交流もうかがわれます。

写真「志苔館あと」（函館市）：15世紀に和人が移り住んだ館

(大阪書籍、49頁)

### 7.3 「琉球と蝦夷地」

琉球（沖縄県）では、15世紀のはじめに、尚氏が沖縄本島を統一し、琉球王国を建てました。日本や中国・朝鮮、遠く東南アジアへも船を出し、中継貿易に活躍しました。

蝦夷地（北海道）では、アイヌ民族が古くから狩猟・漁業や交易を行っていましたが、本州の和人の進出に圧迫されやがて、大首長を中心とした大きな蜂起がありました。

図版「サケ漁をするアイヌの人たち」（アイヌ風俗十二カ月屏風 北海道 市立函館博物館蔵）

(東京書籍、59頁)

## 資料8 「内海世界の交易民族」-最近の研究-

13世紀にはサハリンに政治的影響をおよぼしていた中国の元朝と利害が衝突し、派遣された万を数える元の軍隊とサハリンで戦争をおこなっていた。

さらに近世には、アイヌの分布は北緯50度付近まで達してサハリン島の南半を占め、先住民のニブフやウイльтаと交易を繰り返していた。また千島列島では、北東端のシムシム島までアイヌが居住し、カムチャツカ半島の先住民イテリメンと交易をおこなっていた。

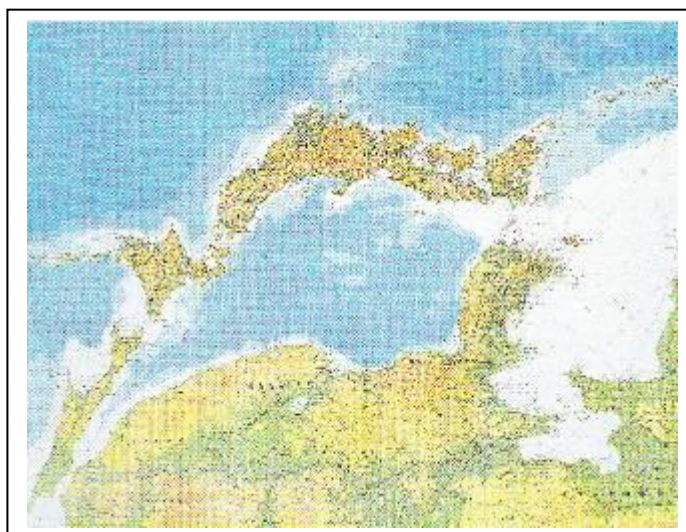
札幌を起点として、サハリンの北緯50度までの距離は東京から本州西端間に相当し、シムシム島までの距離は東京から沖縄間に相当する。アイヌは宝をもとめて広大な空間を往来する「海のノマド」だったのだ。

アイヌの文化やアイデンティティは、自閉的な環境ではなく、戦争・対立・同化といった異文化とのさまざまな接触・関係のなかで形づくられてきた。

(瀬川拓郎『アイヌの歴史—海と宝のノマド—』講談社、2007年、7-8頁)



## 資料 9 環日本海地図（富山県作成） →



## 資料 10 教科書記述「近世の蝦夷地・アイヌ」

## 10.1 「蝦夷地とアイヌの人たち」

蝦夷地（北海道）では、その南端に、松前氏が和入地を設け、そこにアイヌの人たちが住むことを禁じた。松前氏は家康に許され、アイヌの人たちとの取り引きの権利を独占した。アイヌの人たちは、鮭・にしん・昆布などの海産物を本州のさまざまな産物と交易したが、不利な取り引きを強いられることが多かった。そのため 17 世紀の後半、シヤクシャインを指導者に、団結して立ち上がった。しかし松前藩兵に敗れ、以後、しだいに服従させられる立場になっていった。一方、本州の農業では、しだいに蝦夷地の肥料が使われはじめ、長崎貿易の取り引きでは、蝦夷地の海産物が重要な役割を果たすようになっていった。

注 また、1789 年には、国後地方で約 130 名のアイヌの人たちが立ち上がって抵抗した。

## 「シヤクシャインの戦い」（コラム）

松前藩は、アイヌの人たちとの交易の主導権を、和人のほうでにぎるために、干鮭五束（100 尾）を米 7～8 升と交換するという、アイヌの人たちにとって不利な条件にした。また、アイヌの人たちは、松前藩の砂金取りが河川を荒らすことにも不満をもっていた。シヤクシャインの戦いは、鉄砲の威力で松前藩勢が優位となり、和議の約束ができた。しかし、松前藩側は、講和の席でシヤクシャインらを殺し、その砦（チャシ）を攻め落とす。

写真「シヤクシャインの像」（北海道静内町）

## 近世の「道」を調べよう

- ・北前船の交易は、日本海側だけでなく、瀬戸内海から四国・大阪におよんでいた。
- ・北海道からは、主に海産物が運ばれ、なかでもニシンは西日本の米づくり・綿づくりの肥料となり、こんぶは、鹿児島や沖縄、遠くは中国にまで広がっていった。

（教育出版、106、110-111 頁）

## 10.2 「琉球と蝦夷地」

蝦夷地（北海道）では、16 世紀になると、函館の西方にとりでをかまえた松前氏が、強い力をもつようになり、やがて松前藩をつくって支配権をうちたてました。松前藩は、アイヌが持ってくるサケ・こんぶ・毛皮とひきかえに、わずかの米や鉄器しかあたえませんでした。このようなアイヌにとって不利な交易に対して、1669 年、アイヌの一首長であったシヤクシャインは、全土のアイヌによびかけて戦いに立ち上がり、松前藩の交易船や金掘り場などをおそいました（シヤクシャインの戦い）。しかし、幕府の助けを得た松前藩によって鎮圧されてしまい、その後、松前藩によるアイヌ支配はいつそうきびしくなりました。

写真「オムシャ」（復元模型 北海道開拓記念館蔵）

もとはアイヌの人々が古くからの友人をむかえる儀式でした。松前藩は、交易のきまりをアイヌの人々に知らせる場としました。

写真「シヤクシャイン像」（北海道静内町）

（大阪書籍、74 頁）

## 10.3 「アイヌの人たちとの交易」

蝦夷地の大部分には、アイヌの人たちが住んで、漁業などに従事していました。また、アイヌの人たちは、樺太をへて、中国の東北部などとも交易していました。そこで入手した衣服は、蝦夷錦とよばれ、江戸で珍重されました。

蝦夷地の南部に領地をもつ松前藩は、アイヌの人たちとの取り引きを独占し、わずかな米などを、大量のさけやこんぶなどと交換して大きな利益を得ました。そのため、アイヌの人たちは、17 世紀後半、シヤクシャインを指導者として蜂起しましたが、しずめられました。

## 「シヤクシャインの戦い」（コラム）

「今度の戦いは、すべてのアイヌウクリ（アイヌの仲間）とマツマエ（松前藩）の戦いだ。アイヌモシリ（アイヌの大地）からシヤモ（和人）を追い出すのだ。」シヤクシャインは、弓や刀を持って集まったアイヌの人たちを前に、杖を高くかかげました。1669 年の春のことです。アイヌの人たちは、暴利をむさぼっていた交易船をおそいました。しかし、鉄砲隊を持つ松前藩にしだいに追いつめられ、和議に応じたシヤクシャインはだまし討ちにされました。その後、多くのアイヌが漁場をうばわれ、商人の経営するにしん漁などに使わ

れるようになりまして。

銅像写真「たち上がるシャクシャイン（北海道静内町）」

図版「年始のあいさつをするアイヌの人たち」（蝦夷国風図絵 市立函館図書館蔵）

正装したアイヌの人たちが、献上品を持って松前藩主を訪れた場面です。シャクシャインの戦いに敗れたアイヌの人たちは、松前藩に服従させられました。この絵のえがき方にも、アイヌの人たちへの差別的な意識があらわれています。

写真「蝦夷錦」（市立函館博物館蔵）

（東京書籍、89頁）

資料 11 図版 1 和人の商人のもとで働くアイヌの人たち



写真58 運上屋で働くアイヌ

（『北海道開拓記念館展示解説書 3. 蝦夷地のころ』1999年、40頁）

図版 2 「夷酋列像」（イコトイ像）

蝦夷錦（中国の山丹服）

松前藩の絵師が描いた



（桑原真人・川上淳、2008年、111頁）

図版 3 近世の蝦夷地での交易ルート



（桑原真人・川上淳、2008年、119頁）

## 資料 12. 現代のアイヌ

12.1. アイヌ民族博物館「現代のアイヌ（抜粋）」 <http://www.ainu-museum.or.jp/index.html>

「アイヌは今でも北海道にいるのですか」という質問を受けることがあります。もちろん北海道にも多くのアイヌの人々が暮らしていますが、仕事や結婚のため、本州へ移住している人々も数多くいます。関東地方に数千人のアイヌが暮らしているとされ、さらに四国、九州、沖縄など、日本のずっと南まで暮らしの場所が広がっています。アメリカやオーストラリアなど海外で生活している人もいます。

それでは、アイヌは現在どれくらいの人口なのでしょう。アイヌの暮らしは明治時代に大きな変化を迎え、今では話す言葉も暮らしぶりも、他の日本国民と変わりません。また、国によっては身分証明書に民族名が書かれているところもありますが、日本国にはそういう制度がありません。ですから、その人がどの民族かということは本人に聞いてみなければわからないのです（民族の違いは見た目で見分かれるという人もいますが、それは間違った考えです）。こういう事情で、アイヌをはじめ、和人や琉球など、日本の民族の人口を正確に調べることは難しいのです。

北海道庁が調べたところでは2万3000～4000人という結果が出ていますが、この調査からはずれる人も多く、また本州や海外の人口は含まれていないため、実際には数倍から数十倍の人口だと考えられています。

30年ほど前から、古い時代の習慣、芸能、言葉を取り戻そうとする人々が増えてきました。これは、ただ昔をなつかしむだけではなく、人として幸福に生きる権利「人権」を取り戻そうという考えと大きく関わっています。

ちかごろ、北海道や本州のいろいろな場所でアイヌ文化が紹介され、芸能が披露されることも多くなりました。これらは、ただ何事もなく続いてきた文化の紹介ではなく、自らの歴史、文化を取り戻そうとする人々の努力の成果です。アイヌと和人の歴史、そして現在をよく知り、たがいの幸福についてよく考えることが、やがてだれもが幸せな社会をつくることにつながっていくのです。

## 12.2. (社)北海道ウタリ協会「私たちについて」(抜粋) <http://www.ainu-assn.or.jp/about03.html>

北海道が2006年に実施した「ウタリ生活実態調査」によれば、北海道に住むアイヌ民族の人口(注:1)は、72の市町村に23,782人となっており、日高支庁と胆振支庁管内とで59.5パーセントを占めています。この調査の制約などから、調査結果で示されるよりもはるかに多くのアイヌ人口が見積られます。また、調査範囲が北海道居住(注:2)のアイヌに限定され、かつ質問事項も限られていることから、アイヌの生活実態を十分に把握しきっているとは言えませんが、それでもこの調査結果からアイヌ民族の生活や教育などの厳しい状況が明らかです。

注:1 道は、地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる人、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる人と定義し、自らが表明する人のみを調査対象とした。

(参考:2008年末の北海道住民基本台帳では5,565,889人。アイヌ民族は0.4%ほどになる。明治6年(1873)では、和人が94,924人、アイヌが16,272人で全体の14.6%という統計がある、田端宏・桑原真人2000年、80頁)

### 資料13「アイヌ文化振興法」

「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及および啓発に関する法律」(1997年、抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発(以下「アイヌ文化の振興等」という。)を図るための施策を推進することによ、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条

1 国は、アイヌ文化を継承する者の育軛アイヌの伝統等に関する広報活動の充実、アイヌ文化の振興等に資する調査研究の推進その他アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努めなければならない。

(施策における配慮)

第四条 国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意志及び民族としての誇りを尊重するよう配慮するものとする。

(基本方針)

第五条

1 内閣総理大臣は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の事項について定めるものとする。

- 一 アイヌ文化の振興等に関する基本的な事項
- 二 アイヌ文化の振興を図るための施策に関する事項
- 三 アイヌ文化の振興等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する事項
- 四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究に関する事項
- 五 アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に際し配慮すべき重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、北海道開発庁長官及び文部大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、次条第一項に規定する関係都道府県の意見を聴かななければならない。



4 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、次条第一項に規定する関係都道府県に送付しなければならない。

**資料 14 北海道遺産 北海道遺産構想推進協議会** <http://www.hokkaidoisan.org/>

#### 14.1. 北海道遺産とは

次の世代へ引き継ぎたい有形・無形の財産の中から、北海道民全体の宝物として選ばれたのが「北海道遺産」です。第1回選定分25件は平成13年10月22日に決定・公表されました。北海道の豊かな自然、北海道に生きてきた人々の歴史や文化、生活、産業など、各分野から道民参加によって選ばれました。平成13年10月22日に第1回選定分25件が、また、平成16年10月22日に第2回選定分27件が決定・公表され、北海道遺産は総計52件となりました。

#### 14.2. 北海道遺産構想とは

掘り起こされた宝物を地域で守り、育て、活用していく中から新しい魅力を持った北海道を創造していく道民運動が「北海道遺産構想」です。多くの北海道遺産には、北海道遺産に深く関わりながら活動する「担い手」の市民が存在し、官主導ではない北海道遺産構想の象徴となっています。

北海道遺産は手を触れずに眺めるだけのものではなく、地域の中で活用しながら人づくりや地域づくり、観光促進をはじめとする経済の活性化につなげていくことこそが、この構想の最大の狙いでもあります。

- ・地域の宝物を掘り起こし、育成・活用する過程で地域づくりや人づくりを展開する
- ・自分が暮らすまちや地域への愛着と誇りを醸成する
- ・観光の促進をはじめ、地域経済の活性化へとつなげる

#### 14.3. 選定基準は

選定の基準には学術的な価値や美的な価値など「客観的な評価基準」だけではなく、地域が保全・活用に取り組んでいるものや、今後の取り組みに期待できるものなどの「思い入れ価値」が大きなウェイトを占めています。この思い入れこそがこれからの北海道づくりにとって大切なものだと考えるからです。そして、この二つに「北海道らしさ」を加味して選定されています。一般的に遺産という言葉からは、「過去のもの」というイメージが広がりがちですが、「北海道遺産」は地域の未来を創造していく資産なのです。

#### 11.4. 北海道遺産 第1回選定、2001年 25件

1. 空知の炭鉱関連施設と生活文化（空知地域）
2. 留萌のニシン街道＜佐賀番屋、旧花田家番屋、岡田家と生活文化＞（留萌地域）
3. ビアソン記念館（北見市）
4. 石狩川（流域48市町村）
5. 姥神大神宮渡御祭と江差追分（江差町）
6. 北海道大学札幌農学校第2農場（札幌市）
7. 螺湾ブキ（足寄町）
8. 小樽みなとと防波堤（小樽市）
9. 内浦湾沿岸の縄文文化遺跡群（函館市、伊達市など）
10. 旧国鉄土幌線コンクリートアーチ橋梁群（上士幌町）
11. ワッカ／小清水野生花園（常呂町・小清水町）
12. 福山（松前）城と寺町（松前町）
13. 稚内港北防波堤ドーム（稚内市）
14. 昭和新山国際雪合戦大会（壮瞥町）
15. 根釧台地の格子状防風林（中標津町など）
16. 北海道のラーメン（北海道各地）
17. アイヌ語地名（北海道各地）
18. アイヌ文様（北海道各地）
19. 上ノ国の中世の館（上ノ国町）
20. 函館山と砲台跡（函館市）
21. 摩周湖（弟子屈町）
22. 増毛の歴史的建物群（駅前歴史的建物群と増毛小学校）（増毛町）
23. 霧多布湿原（浜中町）
24. 路面電車（函館市、札幌市）
25. 京極のふきだし湧水（京極町）

#### 11.5. 北海道遺産 第2回選定、2004年 27件

26. アイヌ口承文芸（北海道各地）
27. 旭橋（旭川市）
28. 雨竜沼湿原（雨竜町）
29. 江別のれんが（江別市）
30. オホーツク沿岸の古代遺跡群（網走地域）
31. 開拓使時代の洋風建築（時計台、豊平館、清華亭など）（札幌市）
32. 五稜郭と箱館戦争の遺構（函館市など）
33. サケの文化（北海道各地）
34. 札幌苗穂地区の工場・記念館群（札幌市）
35. 静内二十間道路の桜並木（静内町）
36. 積丹半島と神威岬（積丹半島）
37. ジングスカン（北海道各地）
38. 森林鉄道蒸気機関車「雨宮21号」（丸瀬布町）
39. スキーとニセコ連峰（ニセコ地域）
40. 宗谷丘陵の周氷河地形
41. 土の博物館「土の館」（上富良野町）
42. 天塩川（流域13市町村）
43. 屯田兵村と兵屋（北海道各地）
44. ニッカウキスキー余市蒸溜所（余市町）
45. 野付半島と打瀬舟（別海町、標津町）
46. 登別温泉地獄谷（登別町）
47. 函館西部地区の街並み（函館市）
48. 北限のブナ林（黒松内町）
49. 北海幹線用水路（空知地域）
50. 北海道の馬文化＜ばん馬、日高のサラブレッドなど＞（北海道各地）
51. モール温泉（音更町など）
52. 流氷とガリンコ号（紋別市など）



(北海道遺産 DVD, 北海道遺産構想推進協議会, コア・アソシエツ, 2006 年)

## 資料 15 アイヌ語地名

### 15.1. アイヌ語地名

北海道の地名の多くはアイヌ語に由来する。現在は片仮名や漢字で表記され、原音と異なる場合もあるが、本来はアイヌ民族の暮らしにおいて必要に応じて設けられたものであり、当時の人々の暮らしが反映されているものでもある。

稚内や静内などの「内」は、もともとアイヌ語で沢を表す「ナイ」。登別や本別の「別」は、川をさす「ベツ」、利尻、焼尻などの「シリ」は大地、山、島などを意味する。

アイヌ語に基づく地名が道内各地に多く見られるのは、昔からから道内全域にアイヌ語を話す人々が暮らしてきたことの何よりの証であり、これらの地名はアイヌの人々の生活の中から生まれた。

車なら一瞬で通り過ぎてしまう風景の中には、いくつものアイヌ語地名があり、土地と人々の営みの深い関わりが刻まれている。たとえば江差追分の一節にも謡われている寿都町の歌棄（うたすつ）は、「オタ（砂）スツ（根元）」であり長い砂浜が終わって岩の磯になるところを意味し、根室の春国岱（しゅんこくたい）は「スツク（エゾマツ）ニタイ（林）」で、エゾマツ林をさす、など、かつては地名がさながら地図であり、土地の解説にもなっていたのだが、現在では地形が変わってしまい、場所の特定が困難であったり、地名の意味を確認するのが難しいところもある。

さらに、地名の単語解釈だけではなく、その背後にある土地の伝承や記録など、様々な要素もあわせて考察したい。アイヌの人々は、かつてこの大地で何を見、どう暮らし、何を伝えようとしたのか。地名は、それを謎とく鍵でもあり、アイヌの人々の生活や文化を理解する手がかりになるともいえる。

近年では、道内各地の各種パンフレット類や道路・河川の標識に日本語地名とアイヌ語地名を併用して表記する取組みが進められている。また、アイヌ文化や郷土の歴史に対する関心が高まる中、アイヌ語地名の由来を学習したり、実際に現地を見学したりする催しが開催されるなどの動きも見られる。

### 15.2. アイヌ語地名について

道内外から寄せられる質問のうち、地名にかんするものはおおい。しかしアイヌ語研究の中でも地名研究は楽しいがまた難しいものの一つである。ここでは地名研究の第一人者でおと故山田秀三氏の著書の中から、いくつかを紹介してみよう。（「 」が山田氏の意見である）

- ① 札幌：「もう分からなくなった地名であるが、地名一般の付け方から見て、平易に、サツ・ポロ・ベツ sat-poro-pet（乾く・大きい・川）ぐらいに解するのが自然なような気がする」今は大都会であっても、地名の出来がわからなくなっているところもある
- ② 滝川：「so-rapchi-putu（空知川・の川口）であって、和人はそれを空知人と呼んでいたが、その空知が意識された」。空知川は「so-rapchi-pet（滝が・ごちゃごちゃ落ちている・川）と呼ばれ、和人がそれをソラチとよび空知と当て字した」これは、アイヌ語を意識した例。
- ③ 幾寅：ユクトラシベツ川にちなんだもの。「yuk-turashi-pet（鹿が・登る・川）の意」。動植物の生態から名付けられたもので、狩猟活動に関連した地名といえる。
- ④ 一巳：「ichian（鮭鱒の産卵場）の名を採って村名とした」。動植物の生態から名付けられたもの。漁労活動に関連しているともいえる。

- ⑤ 室蘭：「室蘭の語意には、諸説があるが、たぶん、モ・ルラン (mo-ruran 小さい・坂) から来たものであろう」「室蘭と書いても、それをモロランと呼んでいたのだが、字に引かれて、いつか「むろらんになってしまった」。いつのまにか、呼び方が変わってしまった例。
- ⑥ 白老：シララ・オ・イ (潮汐多いところ) とシラウ・オ・イ (虹おおいところ) の二説があるようだ。山田秀三氏は土地の古老に確かめ、後者を採りたいという。博物館のあるポトロは poro-to (大きい・沼)、小さい沼は pon-to。
- ⑦ 平取：「対岸は崖続きで、その崖を分けてパンケ・ピラ・ウトウル・ナイ (下流側の・崖の・間の・川) とベンケ・ピラ・ウトウル・ナイ (上流側の・～) が大川に注いで」おり、略して「(pira-utur) と呼んだものを、更に続く母音の一つを省いてピラトウルというようになったものらしい」という。町内の二風谷は博物館があり有名であるが、「松浦武四郎時代からニブタニであるが、語義がはっきりしない」としている。
- ⑧ 稚内：「yam-wakka-nai 冷たい・水 (飲み水) の川」が前略された名であるという。川の名前におおくつくナイ、ベツは、たとえば登別市の幌利「poro-pet 大きい・川」や炭鉱で有名な幌内「poro-nai (大きい・川) などがある。大きい、小さいのポロとポンも、たとえば十勝の本別「pon-pet 小さい・川」などがある。
- ⑨ 記念館のある厚別：アットウシから連想して、アツ・ペツ (オヒョウニレ・川) となりそうだが、そうならないところが文法。もしそうであれば、たとえばオヒョウニレ・の本・ある・川というようになるのかもしれない。「ハシュペツ (hush-ush-pet 柴木・群生する・川)」からの変化ではないかという。

(北海道開拓記念館展示解説書『2. アイヌ文化の成立』 1999年、49頁、地図は略)

(参考：ラッコ、トナカイ、シシャモもアイヌ語である)